

平成29年度 甲種防火管理再講習のご案内

主 催 斜里地区消防組合消防本部
共 催 斜里地区防火管理者連絡協議会

平成13年9月に発生した新宿歌舞伎町の雑居ビル火災をきっかけに消防法令が改正され、平成18年4月1日より、一定規模以上の建物の甲種防火管理者の方に再講習の受講が義務付けられました。

再講習対象者

次の2つの要件の両方を満たす方は、再講習を受講する資格があります。

- 1 特定用途防火対象物(以下「再講習義務対象物」という。)であり、かつ、収容人員が300人以上の建物の防火管理者として選任され、現在も防火管理業務に従事している方。

※ 特定防火対象物とは、劇場、集会場、百貨店、スーパー、店舗、ホテル、病院などの防火対象物をいいます。

※ 権限が分かれている防火対象物の部分では、その収容人員が特定用途防火対象物の部分で30人未満、非特定用途防火対象物の部分で50人未満の防火管理者を除きます。

詳細については、消防本部予防課(0152-23-2435)にお問い合わせください。

- 2 甲種防火管理新規(再)講習(以下「新規講習(再講習)」という。)の修了者

※ 講習を受講(修了)していない方や、乙種防火管理者講習を受講した方は該当しません。

再講習対象者の「再講習を受講する期間」

- 1 新たに防火管理者として選任された方のうち、新規講習または再講習の修了日から起算して、4年以上経過してから防火管理者として選任された方は・・・

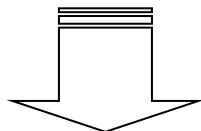
「防火管理者に専任された日」から1年以内に再講習の受講が必要になります

- 2 上記1以外の方は、新規講習(または最近受けた再講習)の修了日(年度)から起算して、5年度ごとに再講習を受講しなければなりません。簡単な計算方法として次の計算方法があります。

「甲種防火管理新規講習(または再講習)の修了年度」+5年度

※ この計算で出た数が、「次回受講を必要とする再講習の受講年度」となります。

注 再講習義務防火対象物でありながら、現在選任している防火管理者が一定期間内に再講習を受講していない場合



裏へ

防火管理者が未選任の状態となり、消防法第8条の2の3(特例認定)については、消防法第8条の2の3第6項第3号(特例認定の取り消し)に該当することとなりますので注意が必要です。

甲種防火管理再講習日程

実施月日	申込受付期間
平成29年10月5日(木)	平成29年9月4日(月) ～平成29年9月19日(火)まで

講習時間及び内容

受付・講習時間	受付時間	13時00分～13時15分
	講習時間	13時30分～16時00分
科目	防火管理の重要性	
	火災事例研究	

会場

斜里町本町14番地 斜里地区消防組合消防本部消防署1階研修室

受講費用

テキスト代等(1,500円)が必要です。 ※受講当日にお支払い下さい。

受講申込【必要書類】

- ① 受講申請書(斜里地区消防組合のホームページからもダウンロード出来ます。)
- ② 甲種防火管理講習の修了証又は資格者証のコピー

当日持参するもの

- ① 受講票
- ② テキスト代等(1,500円)
- ③ 筆記用具
- ④ 印鑑(シャチハタ以外)

お問い合わせ先

斜里地区消防組合消防本部予防課 0152-23-2435